

佐賀県告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、令和元年 7 月 1 日から令和元年 7 月 31 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
351	久間大町線	嬉野市塩田町大字久間	_____
		杵島郡大町町	